

使用開始日：2024年6月26日

(アムンディ・インデックスシリーズ) インド株

追加型投信／海外／株式／インデックス型

アムンディ・インデックスシリーズ専用サイト
<https://www.amundi.co.jp/fund/focus/index-series>



ファンドは、NISA成長投資枠の対象です。

販売会社により取扱いが異なる場合があります。詳しくは販売会社にご確認ください。

- 本書は、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第13条の規定に基づく目論見書です。この目論見書により行う「（アムンディ・インデックスシリーズ）インド株」の受益権の募集については、発行者であるアムンディ・ジャパン株式会社（委託会社）は、同法第5条の規定により有価証券届出書を2024年6月10日に関東財務局長に提出しており、2024年6月26日にその届出の効力が生じております。
- ファンドに関する投資信託説明書（請求目論見書）を含む詳細な情報は下記＜ファンドに関する照会先＞のホームページで閲覧できます。また、本書には投資信託約款の主な内容が含まれてありますが、投資信託約款の全文は投資信託説明書（請求目論見書）に掲載されております。
- 投資信託説明書（請求目論見書）については、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。ご請求された場合には、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。
- ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号）に基づいて組成された金融商品であり、商品内容の重大な変更を行う場合には、同法に基づき事前に受益者の意向を確認する手続き等を行います。また、ファンドの投資信託財産は、受託会社により保管されますが、信託法によって受託会社の固有財産等との分別管理等が義務付けられています。
- ファンドの販売会社、基準価額等については、下記＜ファンドに関する照会先＞までお問合せください。

ファンドの商品分類および属性区分

商品分類				属性区分				
単位型・ 追加型	投資対象 地域	投資対象資産 (収益の源泉)	補足分類	投資対象 資産	決算 頻度	投資対象 地域	為替 ヘッジ	対象インデックス
追加型	海外	株式	インデックス型	資産複合 (*)	年1回	アジア	なし	その他(Nifty50指数 (配当込み、円換算ベース))

*株式、債券、その他資産（株価指数先物取引、外国為替先物取引、外国為替予約取引）

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。商品分類および属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ（<https://www.toushin.or.jp/>）をご覧ください。

■ 委託会社【ファンドの運用の指図を行う者】

アムンディ・ジャパン株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第350号

設立年月日：1971年11月22日

資本金：12億円(2024年3月末現在)

運用する投資信託財産の合計純資産総額：

2兆7,981億円(2024年3月末現在)

■ 受託会社【ファンドの財産の保管および管理を行う者】

株式会社SMBC信託銀行

■ <ファンドに関する照会先>

アムンディ・ジャパン株式会社

お客様サポートライン 050-4561-2500

受付は委託会社の営業日の午前9時から午後5時まで

ホームページアドレス：<https://www.amundi.co.jp>

ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

ファンドの目的

ファンドは、基準価額がNifty50指数(配当込み、円換算ベース)の値動きに連動する投資成果を目標として運用を行います。

ファンドの特色

1 主として、インドの株式等への投資を通じて、Nifty50指数(配当込み、円換算ベース)(以下、「対象インデックス」といいます。)に連動する投資成果を目指して運用を行います。

- 主としてインドの株式を投資対象とします。
- 対象インデックスとの連動を維持するため、インドの金融商品取引所上場の株式等、内外の短期国債等、株価指数先物取引、外国為替先物取引および外国為替予約取引のいずれかまたは複数を組合せて運用します。
- 対象インデックスの採用銘柄であっても、非人道的な武器の製造販売に係る企業等については除外することがあります。**その場合、ファンドの基準価額が対象インデックスの動きと乖離する要因となります。**

Nifty50指数とは

Nifty50指数は、インド国立証券取引所に上場している、浮動株調整後の時価総額、流動性等の基準を用いて選定した50社の株式で構成される株価指数です。指数の算出方法は、浮動株調整後時価総額加重平均方式です。定期的な採用銘柄の入替えは半年ごとに行なわれます。Nifty50指数は、1995年11月3日を基準日とし、基準日の指値を1,000として、インド・ルピー建てで算出されています。「円換算ベース」とは、同指値を基に、アムンディ・ジャパン株式会社が円換算したものです。

ファンドは、NSE INDICES LIMITED(以下「NSEIL」といいます。)によって支援、保証、販売促進されているものではありません。NSEILは、ファンドの受益者または一般の方に対して、証券投資信託全般またはファンドへの投資の是非、またはインドの一般的な株式市場全体のパフォーマンスに連動する能力に関して、明示または黙示を問わず、いかなる表明または保証も行いません。NSEILとアムンディ・ジャパン株式会社(以下「アムンディ」といいます)の関係は、NSEILがアムンディまたはファンドに関係なく決定、構成、算出する指値およびその指値に関連する特定の商標および商号の使用許諾に関してのみです。NSEILは、Nifty50指値を決定、構成、算出するにあたり、アムンディまたはファンドの受益者のニーズを考慮する義務を負いません。NSEILは、ファンドの設定時期、設定基準価額、設定口数の決定、またはファンドを換金するための算式の決定もしくは算出について責任を負わず、またそれらに関与していません。NSEILは、ファンドの管理、販売または取引に関する義務または責任も負いません。

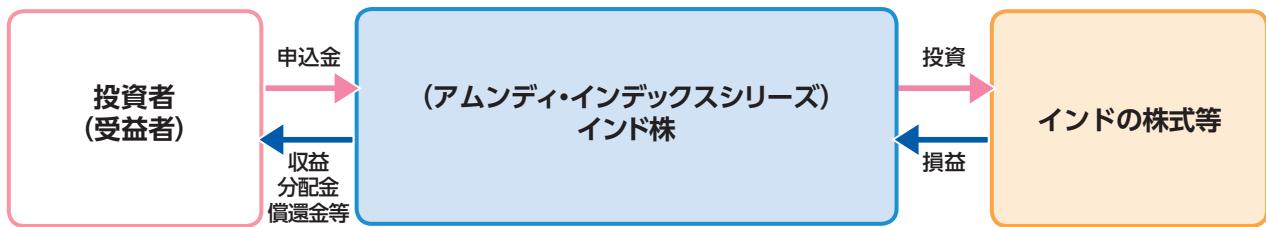
NSEILは、Nifty50指値またはそこに含まれるデータの正確性、完全性を保証するものではなく、その誤り、欠落、または中断に対していかなる責任または義務も負わないものとします。NSEILは、明示または黙示を問わず、アムンディ、ファンドの受益者、またはその他の個人または団体がNifty50指値またはそこに含まれるデータを使用することによって得られる結果について、いかなる保証もいたしません。NSEILは、明示的または黙示的な保証を行わず、Nifty50指値またはそこに含まれるデータに関して、商品性、特定の目的または使用に対する適合性のすべての保証を一切いたしません。上記に関わらず、NSEILは、ファンドから生じる、またはファンドに関連するいかなる請求、損害または損失(直接的、特別的、懲罰的、間接的、または派生的損害(逸失利益を含む)を含む)について、たとえそのような損害の可能性が通知されたとしても、一切の責任を負いません。

投資家は、ファンドを購入することにより、上記条項の免責事項を承認、理解、承諾したものとみなされ、これに拘束されるものとします。

◆資金動向および市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

ファンドの仕組み

【イメージ図】



2 組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

ファンドの運用体制

◆ 投資戦略の決定および運用の実行

- CIO(最高運用責任者)に承認された運用計画に基づき、運用本部に所属するファンド・マネージャーが、ポートフォリオを構築します。

◆ 運用結果の評価

- 月次で開催するインベストメント・レビュー委員会において、運用評価の結果が運用関係者にフィードバックされます。

※上記は本書作成日現在のファンドの運用体制です。ファンドの運用体制は変更されることがあります。

収益分配方針

年1回決算(原則として毎年5月15日、休業日の場合は翌営業日)を行い、収益分配方針に基づいて分配を行います。第1回決算日は、2025年5月15日となります。

- 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益と売買益(評価益を含みます)等の全額とします。
- 分配金額は、委託会社が基準価額水準および市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないこともあります。したがって、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。
- 留保益の運用については、特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

主な投資制限

- 株式への投資割合には制限を設けません。
- 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。
- 投資信託証券(上場投資信託証券を除きます)への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。

◆資金動向および市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

基準価額の変動要因

ファンドは、主として株式など値動きのある有価証券(外貨建資産には為替変動リスクがあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、**投資元本が保証されているものではありません。**ファンドの基準価額の下落により、**損失を被り投資元本を割り込むことがあります。**ファンドの運用による損益はすべて投資者に帰属します。なお、投資信託は預貯金とは異なります。

価格変動リスク

株式の価格は、国内外の政治・経済情勢、発行企業の業績、市場の需給等の影響を受け、短期的または長期的に大きく下落することがあります。組入れられた株式の価格が下落した場合には、ファンドの基準価額が下落し、損失を被り投資元本を割込むことがあります。

為替変動リスク

ファンドが投資する外貨建資産については原則として為替ヘッジを行いませんので、為替変動の影響を大きく受けます。円高となった場合、投資する外貨建資産の円貨建価値が下落し、ファンドの基準価額が下落する要因となり、損失を被り投資元本を割込むことがあります。

信用リスク

ファンドが投資する株式について、発行体(企業)の経営・財務状況の変化およびそれに関する外部評価の変化を含む信用状況等の悪化は価格下落の要因のひとつであり、ファンドの基準価額の下落要因となります。その結果、ファンドの基準価額が下落し、損失を被り投資元本を割込むことがあります。

流動性リスク

短期間での大量の換金があった場合または大口の換金を受けた場合、市場で売買可能な株式数が少ない株式では、売却価格が著しく低下することがあり、その影響を受けファンドの基準価額の下落要因となります。

株価指数先物取引等に伴うリスク

株価指数先物取引等については、買建てを行いその株価指数先物取引等の価格が下落した場合や、売建てを行いその株価指数先物取引等の価格が上昇した場合、ファンドの基準価額が下落する要因となり、損失を被り投資元本を割込むことがあります。

カントリーリスク

海外市場に投資する場合、投資対象国・地域の社会情勢または国際情勢の変化により、市場が不安定になることがあります。規制や混乱により期待される価格で売買できない場合には、ファンドの基準価額が下落する要因となります。インドの株式市場は、先進国の株式市場と比較して市場規模や取引量が少ないため、流動性が低く、価格変動が大きくなる可能性があります。また、インドの政変、経済事情の変化等により市場が混乱した場合や、政府当局により有価証券取引に対して新たな規制が導入された場合等には、証券市場が大きな影響を受け、ファンドの基準価額も大きく下落し、損失を被り投資元本を割込むことがあります。

◆基準価額の変動要因(投資リスク)は上記に限定されるものではありません。

その他の留意点

① ファンドの繰上償還

ファンドの投資信託財産の純資産総額が50億円を下回った場合、Nifty50指数が改廃された場合等には、信託を終了させることができます。

② 分配金に関する留意事項

分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの收益率を示すものではありません。投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

③ 流動性リスクに関する留意事項

ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受け付けが中止となる可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性があります。

④ インド株式投資に関する留意事項

インド株式の売却益等に対し、保有期間に応じたキャピタル・ゲイン税等が課されます。今後税法が改正された場合には、内容等が変更される場合があります。

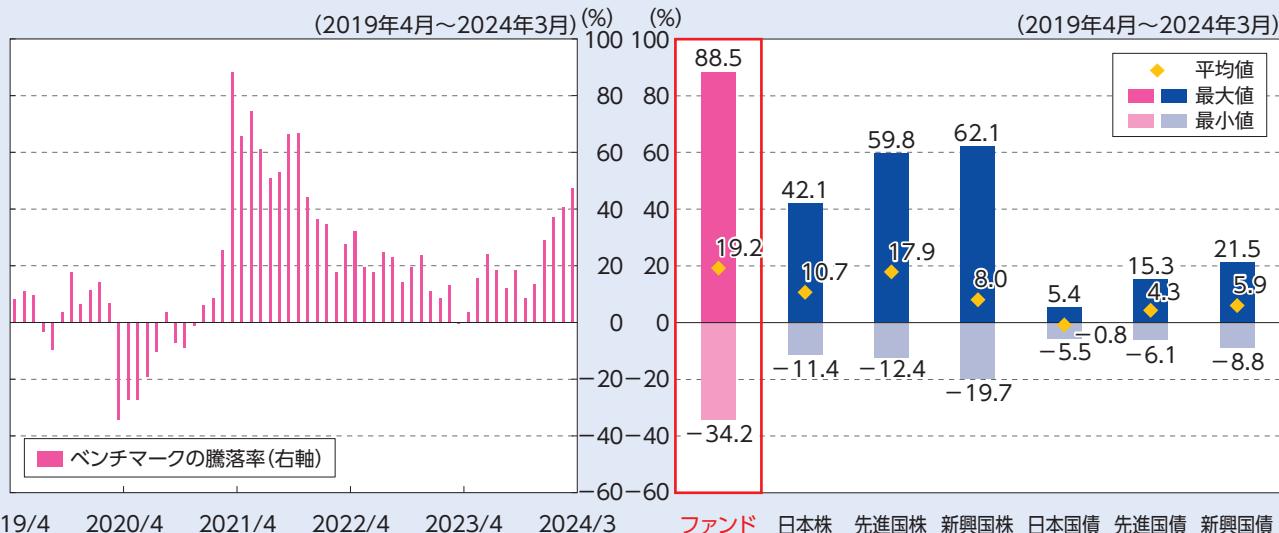
ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。

リスクの管理体制

- ・ファンドのリスク管理として、リスクマネジメント部は運用リスク全般の状況をモニタリング、運用パフォーマンスの分析および評価を行うほか、関連法規、諸規則および運用ガイドライン等の遵守状況をモニタリングしリスク委員会に報告します。コンプライアンス部は、重大なコンプライアンス事案についてコンプライアンス委員会で審議を行い、必要な方策を講じており、当該リスク管理過程については、グループの監査部門が隨時監査を行います。
 - ・委託会社では、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証などを行います。
 - ・取締役会等は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について、監督します。
- ◆上記は本書作成日現在のリスク管理体制です。リスク管理体制は変更されることがあります。

(参考情報)

①ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



*ベンチマークは、Nifty50指数(配当込み、円換算ベース)です。

*ファンドは設定(2024年6月28日)前のため、分配金再投資基準価額は表示していません。また、ファンドの年間騰落率の代替として、ベンチマークの年間騰落率(各月末における直近1年間の騰落率)を表示しています。

*②のグラフは2019年4月から2024年3月までの5年間の年間騰落率(各月末における直近1年間の騰落率)の平均・最大・最小を、ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示したものです。

*②のグラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものであり、全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

各資産クラスの指数について

日本株

東証株価指数(TOPIX) (配当込み)

東証株価指数(TOPIX)とは、日本の株式市場を広範に網羅するとともに、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークです。TOPIXの指数值およびTOPIXにかかる標章または商標は、株式会社JPX総研または株式会社JPX総研の関連会社(以下「JPX」という。)の知的財産であり、指數の算出、指數値の公表、利用などTOPIXに関するすべての権利・ノウハウおよびTOPIXにかかる標章または商標に関するすべての権利はJPXが有します。JPXは、TOPIXの指数值の算出または公表の誤謬、遅延または中断に対し、責任を負いません。本商品は、JPXにより提供、保証または販売されるものではなく、本商品の設定、販売および販売促進活動に起因するいかなる損害に対してもJPXは責任を負いません。

先進国株

MSCIコクサイ・インデックス(税引後配当込み、円ベース)

MSCIコクサイ・インデックスとは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、日本を除く世界の先進国で構成されています。同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は、同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有します。

新興国株

MSCIエマージング・マーケット・インデックス(税引後配当込み、円ベース)

MSCIエマージング・マーケット・インデックスとは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、世界の新興国で構成されています。同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は、同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有します。

日本国債

NOMURA-BPI国債

NOMURA-BPI国債とは、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社(以下「NFRC」という。)が公表する、国内で発行された公募利付国債の市場全体の動向を表す投資収益指数です。同指数の知的財産権とその他一切の権利はNFRCに帰属します。

先進国債

FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)

FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)とは、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。このインデックスのデータは、情報提供のみを目的としており、FTSE Fixed Income LLCは、当該データの正確性および完全性を保証せず、またデータの誤謬、脱漏または遅延につき何ら責任を負いません。このインデックスに対する著作権等の知的財産その他一切の権利はFTSE Fixed Income LLCに帰属します。

新興国債

JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバーシファイド(円ベース)

JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバーシファイドとは、J.P.Morgan Securities LLCが算出し公表している、現地通貨建のエマージング・マーケット債で構成されている指数です。同指数の著作権はJ.P.Morgan Securities LLCに帰属します。

(注)海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円ベースの指数を採用しております。

ファンドは2024年6月28日より運用を開始する予定であり、同日まで運用実績はありません。

基準価額・純資産の推移

該当事項はありません。

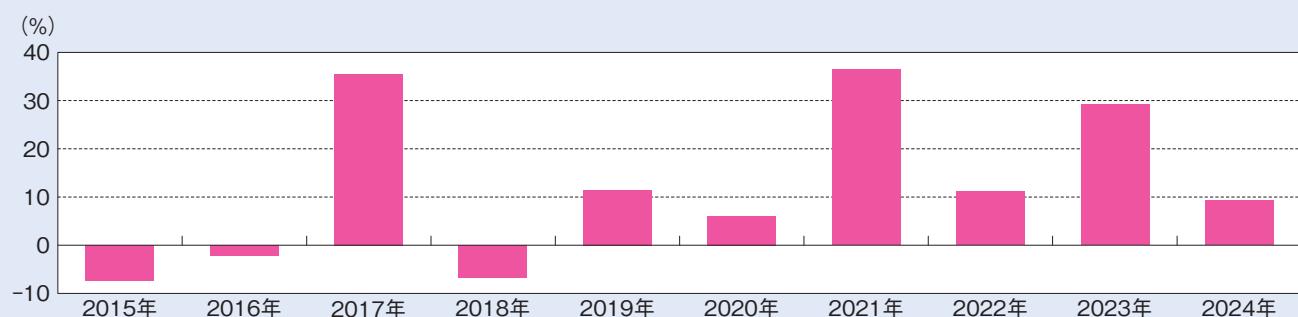
分配の推移

該当事項はありません。

主要な資産の状況

該当事項はありません。

年間收益率の推移



*Nifty50指数(配当込み、円換算ベース)をベンチマークとします。

*ファンドは設定日前であるため、ベンチマークの騰落率を表示しています。

*2024年は年初から3月末日までの騰落率を表示しています。

※ベンチマークの情報はあくまで参考情報であり、ファンドの運用実績ではありません。

※運用実績等については、表紙に記載の委託会社ホームページにおいて開示する予定です。

お申込みメモ

購入単位	販売会社が定める単位とします。詳しくは販売会社にお問合せください。
購入価額	当初申込期間：1口当たり1円とします。 継続申込期間：購入申込受付日の翌営業日の基準価額とします。
購入代金	販売会社が定める期日までにお支払いください。
換金単位	販売会社が定める単位とします。詳しくは販売会社にお問合せください。
換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額とします。
換金代金	換金申込受付日から起算して、原則として8営業日目から販売会社においてお支払いします。
購入・換金申込受付不可日	インド国立証券取引所、ムンバイの銀行、ニューヨークの銀行の休業日および委託会社が指定する日のいずれかに該当する場合には、受付けません。
申込締切時間	原則として毎営業日の午後3時*まで購入・換金のお申込みができます。 詳しくは販売会社にお問合せください。
購入の申込期間	当初申込期間：2024年6月26日から2024年6月27日までとします。 継続申込期間：2024年6月28日から2025年8月15日までとします。 継続申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。
換金制限	委託会社の判断により、一定の金額を超える換金申込には制限を設ける場合があります。
購入・換金申込受付の中止および取消し	委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、決済機能の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金の申込受付を中止すること、および既に受付けた購入・換金の申込受付を取消すことができます。
信託期間	無期限とします。(設定日：2024年6月28日)
繰上償還	委託会社は、ファンドの純資産総額が50億円を下回ることとなったとき、信託を終了させることができ受益者のために有利であると認めるとき、Nifty50指数が改廃された場合、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、信託期間を繰上げて信託を終了させることができます。
決算日	年1回決算、原則として毎年5月15日です。休業日の場合は翌営業日とします。 第1回決算日は2025年5月15日とします。
収益分配	毎決算時に収益分配方針に基づいて分配を行います。 販売会社によっては分配金の再投資が可能です。
信託金の限度額	3,000億円です。
公告	日本経済新聞に掲載します。
運用報告書	毎年5月の決算時および償還時に交付運用報告書を作成し、知れている受益者に販売会社よりお届けします。
課税関係	課税上は、株式投資信託として取扱われます。 公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合にNISA(少額投資非課税制度)の適用対象となります。ファンドは、NISAの「成長投資枠(特定非課税管理勘定)」の対象ですが、販売会社により取扱いが異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問合せください。 配当控除および益金不算入制度は適用されません。

*上記所定の時間までにお申込みが行われ、かつ、それにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とさせていただきます。これを過ぎてからのお申込みは、翌営業日の取扱いとなります。なお、2024年11月5日以降は申込締切時間が午後3時30分となる予定です。

ファンドの費用・税金

ファンドの費用

〈投資者が直接的に負担する費用〉

購入時手数料	いません。
信託財産留保額	いません。

〈投資者が投資信託財産で間接的に負担する費用〉

運用管理費用 (信託報酬)	信託報酬の総額は、投資信託財産の純資産総額に対し 年率0.2805% (税抜0.255%)以内 を乗じて得た金額とし、ファンドの計算期間を通じて毎日、費用計上されます。 【信託報酬の配分】		
	支払先	料率(年率)	役務の内容
	委託会社	0.145% (税抜)以内	ファンドの運用とそれに伴う調査、受託会社への指図、法定書面等の作成、基準価額の算出等の対価
	販売会社	0.09% (税抜)	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理および事務手続き等の対価
	受託会社	0.02% (税抜)	ファンドの財産の保管および管理、委託会社からの指図の実行等の対価
【支払方法】 毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期間末または信託終了のときに、投資信託財産中から支弁します。			
その他の 費用・手数料	その他の費用・手数料として下記の費用等が投資者の負担となり、ファンドから支払われます。 ・有価証券売買時の売買委託手数料および組入資産の保管費用などの諸費用 ・信託事務の処理等に要する諸費用（監査費用、目論見書・運用報告書等の印刷費用、有価証券届出書関連費用等を含みます。） ・投資信託財産に関する租税 等 ※その他の費用・手数料の合計額は、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することはできません。		

◆ファンドの費用の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することはできません。

◆ファンドの費用については、本書作成日現在の情報であり、今後変更される場合があります。

税金

- ・税金は表に記載の時期に適用されます。
- ・以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時 期	項 目	税 金
分配時	所得税および地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して20.315%
換金(解約)時 および償還時	所得税および地方税	譲渡所得として課税 換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)に対して20.315%

- ◆少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」は、少額上場株式等に関する非課税制度であり、一定の額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が無期限で非課税となります。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設し、税法上の要件を満たした商品を購入するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問合せください。
- ◆外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。
- ◆法人の場合は上記とは異なります。
- ◆上記は2024年3月末現在の内容に基づいて記載しています。
- ◆税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

(参考情報) ファンドの総経費率

ファンドは2024年6月28日より運用を開始する予定であり、本書作成日現在において、該当事項はありません。